

事例 No.51 東京都町田市図師・小野路地区

1. 地域の概況（基礎データ）

範囲・位置	範囲	<ul style="list-style-type: none"> 町田市図師町・小野路町地区 東京都の図師小野路歴史環境保地域を含む。
	位置	<p style="text-align: center;"><u>大都市の近郊に位置する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都心部から直線距離で約 25km、小田急電鉄町田駅まで鉄道で約 40 分
自然条件	地形・水系	<p style="text-align: center;"><u>大都市近郊の谷戸地形</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 首都圏近郊に位置する丘陵地であり、海底が隆起して形成された谷戸地形が広がっている。 東京湾に注ぐ河川の水源にもなっている。
	植生	<p style="text-align: center;"><u>市街地の中に残された二次林</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 町田市の南部は広い範囲に市街地・住宅地が広がっている。また、市外も主に市街地・住宅地となっている。 市の北部には二次林と農耕地が扇状形に存在しているが、周囲は住宅地に囲まれている状況となっている。



図 町田市の位置



町田市と周辺の地形



町田市の植生分布

(第5回自然環境保全基礎調査・現存植生図を元に作成)

社会条件	土地利用	<p>都市近郊の市街地に囲まれた谷戸</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の多くが市街地や住宅地として開発されている。北部に二次林が残されているものの、すぐ近くまで開発の波が進出している。 																				
	人口	<p>都市近郊のベッドタウン</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和40年代頃からベッドタウン開発が進められ、人口は増加し、現在は417,073人(2009年2月)となっている。 																				
	産業（特に農林業）	<p>都市近郊の農業地が存在</p> <ul style="list-style-type: none"> 都内に位置しながら現在も農業が営まれているが、周辺の都市化に伴い、農林業は衰退傾向にある。 <div style="text-align: center;"> <p>表 町田市の農林家の動向（出典：農林業センサス）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>平成17年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">林家</td> <td>所有山林がある林家数</td> <td>177 戸</td> </tr> <tr> <td>所有山林面積</td> <td>483 ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">農家</td> <td>農家戸数</td> <td>1,069 戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">経営耕地面積 (総面積)</td> <td>1,174 ha</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>334 ha</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>129 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>樹園地</td> <td>244 ha</td> </tr> </tbody> </table> </div>	種別		平成17年	林家	所有山林がある林家数	177 戸	所有山林面積	483 ha	農家	農家戸数	1,069 戸	経営耕地面積 (総面積)	1,174 ha	田	334 ha	畑	129 ha		樹園地	244 ha
	種別		平成17年																			
林家	所有山林がある林家数	177 戸																				
	所有山林面積	483 ha																				
農家	農家戸数	1,069 戸																				
	経営耕地面積 (総面積)	1,174 ha																				
		田	334 ha																			
		畑	129 ha																			
	樹園地	244 ha																				
歴史・文化	<p>縄文時代からの人の営みがあった</p> <ul style="list-style-type: none"> 多摩丘陵には縄文時代から人が暮らしていた。地域からは縄文土器が出土している。 図師小野路歴史環境保全地域北部の城山と言われる高みには、当地の豪族であった小山田氏の副城と思われる小野路城跡があり、土塁や空壕などの遺構、小町井戸、滝壺と呼ばれる湧水もあって、中世山城の面影を伝えている。 また、南半部には、乗越八幡跡、こうせん塚、白山権現跡など、古くから親しまれた小野路城にまつわる塚や祠跡が樹林と一体となって点在している。 <p>(出典：東京都歴史環境保全地域 HP)</p>																					

2. 地域における里地里山の保全・活用の取組

～ 協働による里山管理を支える行政の動き～

1) 取組の実施主体・体制

東京都の図師小野路歴史環境保全地域となっている地区については、私有地と公有地が混在する場所となっており、公有地においては地元の農家によって結成された任意団体である「町田歴環管理組合(理事長 田極公市)」が東京都から保全地域植生管理委託を請けて活動を行っている。

また、町田市との委託契約により、町田北部丘陵の一角である「奈良ばい谷戸」においても活動を行っている。

ここでは主に図師小野路歴史環境保全地域における活動について記述する。

表 図師小野路歴史環境保全地域における里山林の保全・活用の主な実施主体

1. 伝統的な地域コミュニティ (土地所有者、集落、組合等)	-	・地元農家により設立された町田歴環管理組合が管理作業を実施(公有地内)
2. 外部人材 (NPO, NGO、企業、学校等)	-	・町田歴環管理組合が東京グリーンシップアクションにより企業・行政と連携した活動を実施。 ・大学等の様々な研究者が歴環研究者連絡会に所属し、研究活動を行っている。
3. 行政機関 (地方自治体、都道府県、国等)	-	・東京都が図師町・小野路町の一部を歴史環境保全地域としており、町田歴環管理組合に管理を委託している。 ・「奈良ばい地区」における谷戸の復元を町田市が委託している。
4. 多様な主体が参加・連携する組織体	-	
5. その他	-	

図師小野路歴史環境保全地域における活動・制度のポイント

地元農家による伝統的農業技術のとりまとめと実施

- ・図師小野路歴史環境保全地域内の所有地の管理は、保全地域指定後は東京都が町田市に委託し、町田市が認可した業者によって行われていたが、条例の意図と異なった管理に常々疑問を抱いていた田極公市氏は、地域の活性化、地域環境保全のため、地元農家を中心とした植生管理組合に谷戸の維持管理を任せてほしいと東京都と町田市に提言を行った。田極公市氏は提言を受け入れた東京都から委託を受けるための組合を設立するに当たって、東京都と協力し谷戸の保全管理の教本として、古くから谷戸で行われていた伝統的な農法や管理作業をまとめた「保全地域における谷戸の管理手法調査報告書」を作成した。

厳格な土地利用規制と町田歴環管理組合への委託

- ・「東京における自然と保護の回復に関する条例」は、保全地域内の歴史的遺産とあわせてその自然を現状のまま保全することとしており、保全計画に基づいた谷戸の管理作業を除いて、指定された土地はその利用に厳しい制限がある。
- ・町田歴環管理組合と東京都は保全地域植生管理作業の委託契約を結んでいる。保全力域内において、地元農家を中心に結成された任意団体が環境保全事業を行うということは、全国でも例が少ない。

様々な研究者による研究活動

- ・大学等の多数の研究者が委託作業の成果のモニタリングとして活動している。歴環研究者連絡会も結成され、研究が重ならないように調整されている。

2) 取組の経緯

- ・昭和 53 年 歴史環境保全地域に指定される
- ・平成 4 年 地元農家が東京都に管理を行いたい旨を要請
- ・平成 8 年 地元農家により町田歴環管理組合が結成される
組合が植生管理委託を受託し、神明谷戸・万松寺谷戸の復元作業が始まる
- ・平成 11 年 長年の保全活動が評価され、理事長が都から感謝状を受ける
- ・平成 14 年 環境保全型農業体験（町田市）の農業指導を実施
- ・平成 15 年 歴環研究者連絡会の発足に併せて、「里山に学ぶ」研究発表会を開催
- ・平成 16 年 「日本の里地里山 30」保全活動コンテスト受賞
- ・平成 20 年 “新しい入会の発想” という観点から「にほんの里 100 選」に選ばれる

3) 取組の目的・目標

町田歴環管理組合は、里山保全・活用に関して、下記のような目的・目標を置いている。

目的 古くから残されてきた「谷戸」の環境を地元住民の手により保全

- ・町田歴環管理組合の設立趣意書において、保全地域の用地提供地権者及び利害関係者が環境保全事業へ参画し相互扶助の精神に基づき各自の有する資本と能力に応じた労働力を提供して区域内の環境保全植生維持管理業務等に従事し、当地域の環境保全、地域住民の生活環境、経済的地位の向上を図ることを目的としている。

目標 伝統的技術を駆使した谷戸の復元

- ・「生物の多様性を確保する」「良好な谷戸景観の保全を図る」「水環境、上流域の治水の保全に重点を置いた管理を行うこと」を植生管理の方針とし、地域伝来の伝統的技術を駆使して良好な谷戸を復元する。
- ・行政と連携することで地域の活性化を図る。

4) 取組の主な内容

図師小野路歴史環境保全地域における伝統的植生管理

【概要】歴史環境保全地域は、人の立入を制限し、営農行為によってのみ自然環境を保全するという方針で定められ、現在も保全地域の利用については厳しく制限されている。しかし、指定後は一部の人が、保全地域を公園と勘違いし、車を乗り入れるなど耕作をする人々への迷惑となる行為が増え続けた。減反政策の煽りも受け、谷戸は荒廃していった。また、公有地化されていた部分は入札資格を持つ特定業者だけが東京都からの植生管理の委託を受けていた。このような状況を憂慮して地域住民は「町田歴環管理組合」を結成した。谷戸における伝統的農法や植生管理手法を「保全地域における谷戸の管理手法」としてまとめ、谷戸における植生管理は伝統的農法に精通した地元農家が行うことが望ましいということを提言し、任意団体であるが東京都からの委託を受けることとなった。

「生物の多様性を確保すること」「良好な谷戸景観の保全を図ること」「水環境、上流域の治水の保全に重点を置いた管理を行うこと」を方針とし、「保全地域における谷戸の管理手法調査」に沿って植生管理を行っている。(田極氏提言より抜粋)

【ねらい・ポイントなど】

- ・地域に伝わる伝統的技術をまとめ、マニュアル化している。
- ・公有地を含む保全地でありながら、地元農家が管理作業を行っている。
- ・付近の山林から資材を集め、昔ながらの土木技術を駆使することで誰も踏み込めないほど荒廃していた谷戸を復元した。
- ・97年には樹林地の間伐とため池の整備が委託作業に加えられ、間伐によって伐りだした材をため池の杭や堰の資材として利用し、伝統的な農業土木技術を駆使した工法により復元。
- ・地域伝来の伝統的な農業土木技術を駆使したきめ細かい工法により、多様な生き物が訪れるようになった。水辺の植物を中心にかつて谷戸に生息・生育していた動植物が復活し、谷戸の復元以前と比べると水辺特有の生物多様性が非常に高まってきた。
- ・伝統的農法を行うことで、埋土種子として眠っていた希少種が復活した。
- ・単純にレッドリスト記載種を保護するという取組ではなく、伝統的な技術で農業を続けることで、その農法に適応した生物が復活するという仕組みである。



管理前の谷戸



管理中の谷戸



復元された谷戸



溜池の復元作業の様子

3 . 取組による成果

1) 里地里山の土地利用・管理の効用

荒廃していた谷戸景観の復元

- ・人が踏み込めないほど荒廃していた谷戸景観が伝統的手法により復元された。
- ・多様な生物が生息する水辺環境が創出され、かつて生息していた水生生物が再び姿を現しつつある。
- ・1997年に実施された調査では、0.3aに満たない水田跡地において4~11月の間に42科119種（在来種115種）の植物が確認されている。これは、かつて生業として伝統的農業が行われていた水田における雑草の種数と比べても遜色がない種数であると考えられる。また、出現種の中には「東京都の保護上重要な野生生物種」（東京都、1998）に掲載されている種も複数含まれている。（出典：里山の環境学 p150-164、東京大学出版会）
- ・管理が始まる前の1986年に東京都環境保全局が行った「図師小野路歴史環境保全地域動植物調査」において保全地域内で確認された植物の自生種数を厳密に検証すると、当時の自生種数は115科591種であった。一方、1996年から2002年にかけての調査では、自生種として128科680種の植物が確認された。1986年の調査と比較すると、89種が新たに記録されたことになる。新たに追加された種の中には希少種・貴重種も多く含まれていた。谷戸が管理されるようになり、植物の種数は明らかに増加している。（出典：図師小野路歴史環境保全地域貴重動植物調査委託報告書、東京都多摩環境事務所・㈱緑生研究所、2002）



復活したミズオオバコ



伝統的工法により整備された水路



伝統的工法により復元された畦道



伝統的工法により復元された溜池

谷戸における伝統的技術の継承

- ・この地域で古くから伝えられてきた伝統的管理技術をまとめることにより、技術の保存が図られ、また、実践されることにより、その効果も目に見えることとなってきた。

表 函師・小野路地区における里地里山の土地利用・管理の主な効用

項目	過去からの土地利用・管理で培われてきた効用	近年の取組を通じて再生・獲得された効用
1. 生物多様性保全（生物種・生息環境・土地利用）	・谷戸で行われていた環境区分ごとの植生管理により、現在では稀少になってしまった動植物も数多く生息していたと考えられる。	・環境省レッドリスト掲載種が 10 種、東京都レッドリスト掲載種 43 種が生息。 ・荒廃していた谷戸を伝統的手法で管理することで土中に眠っていたシードバンクが生育条件を満たし、稀少植物が復活した。 ・函師小野路歴史環境保全地域とすることで開発による生物多様性の損失からは免れた。
2. 資源の持続的利用・生態系サービス（水・食料・生産物・気象・土壌・エネルギー・廃棄物・CO ₂ ）	・地域に伝わる伝統的手法により、谷戸に存在する資源が持続的に利用されていた。	・雑木林の落ち葉を田んぼの堆肥や昆虫の繁殖に利用している。
3. 人間の福利への貢献（人口増減・平均寿命・健康度・幸福度・郷土意識・相互扶助・快適性・自然認識）	-	・歴環研究者連絡会の会員が委託作業のモニタリングとして研究活動を続けている。
4. 歴史・文化の継承	・地域に根付いた谷戸の管理手法により谷戸特有の環境・景観が形成されていた。	・伝統的な谷戸の管理手法を「保全地域における谷戸の管理手法調査報告書」としてまとめ、実践することで技術を継承し、谷戸の環境・景観の維持に貢献している。

2) 外部評価

地元農家による谷戸の伝統的管理と復元された谷戸が高い評価を受けている

- ・歴環研究者連絡会の会員が委託作業のモニタリングとして研究活動を行っており、また有識者もこの地を訪れている。そのようなことから、研究者から高い評価を受けていると言える。
- ・函師小野路歴史環境保全地域を中心とした函師町・小野路町の周辺集落が「新しい入会」という観点から、「にほんの里 100 選」に選出された。

4 . 今後の課題

土地利用規制と利用の調整

- ・ 函師小野路歴史環境保全地域は当初から都民の活用を前提にしていない。しかし、保全地域は自然公園と勘違いされやすく、四季折々に人々が訪れるようになっている。谷戸環境はきめ細かな管理によって成り立っているため、オーバーユースが懸念されている。保全地域を普及啓発すると利用者が来る、普及啓発しなければ、そこが保全地域だという事は分からないといったジレンマも起きている。
- ・ どの地域にも谷戸における様々なルールがあると思われる。例えば谷戸の畦道を通ることが許されるのはその道を通らないと作業ができない人に限られ、ましてや畔（田んぼに水を張るための仕切り）は所有者の庭のようなもので、所有者だけが通ることを許される。そのようなルールを知らない人が訪れるため、様々な不都合が生じている。
- ・ 平成 16 年度からは、歴環地区をいくつかゾーニングし、都民が活用するためのゾーンを設けた。市民が活動するためにはビジターセンターのようなものも保全地域外に必要だと考えられる。

「生業」を通じて景観・環境が形成されていることへの理解促進

- ・ 谷戸の環境が、伝統的農業という「生業」を続けることで保持されてきたという理解が、一般にはあまり浸透していない。一般の人にもより理解を深める必要がある。
- ・ この地区では通称「谷戸手法」をまとめ、伝統的技術をマニュアル化して実施している。全国の農山村地域においても、技術が失われる前に各地域固有の伝統的手法をマニュアル化し、技術を継承することが日本の里山全体の課題ではないかと考えている。

本事例に掲載した写真はいずれも町田歴環管理組合理事長・田極公市氏提供